平成29年3月30日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

もう質問も、この順番になってまいりますと、用意していた質問がほとんど先輩、同僚議員に聞かれてしまって、同じ質問をしても同じ答弁しか返ってこないので、ちょっと今まで聞かれていないような質問から行きますので、順番が多少前後しますがお許しくださいませ。

まず、奨学金の未返済率の学校別、大学別の公表について伺います。 現在の奨学金返済の滞納状況と未返済者を防ぐための大学側の取組 というのはどうなっていますでしょうか。

○政府参考人(常盤豊君) お答え申し上げます。

奨学金の返還につきまして、延滞状況についてまず申し上げますが、 昨年度末の時点において、返還を要する者のうち三か月以上延滞して いる者の割合は四・二%、延滞額の割合は三・七%となっておりまし て、この割合は近年低下を続けている状況でございます。

また、各大学における延滞者を出さないための取組についてでございますが、奨学金制度の仕組みの理解、あるいは奨学金受給者としての自覚を促すということを目的といたしまして、各時点ごとに説明会などを行っております。具体的には、奨学金の貸与を開始する時点で実施をいたします採用時の説明会、貸与中の毎年度実施をいたします適格認定説明会、それから貸与終了前に実施をいたします返還説明会などが行われております。

具体的な指導内容といたしましては、例えば、前年度に貸与が終了した卒業生等の保護者宛てに、返還の仕組み、延滞した場合の延滞金や利子の取扱い、返還困難時の負担軽減策を記した呼びかけ文書を送付するなどということも含めまして、学校独自で延滞を防止するための取組等が行われている事例があると承知をしております。

○松沢成文君 私が予想していたよりもかなり大学側も頻繁に説明会等を行っていて、大分改善されてきているというのは非常にうれしいことだと思います。

さて、今回の、日本学生支援機構が新年度から未返済率を、大学別ですね、学校別に公表するということを決めました。確かに公的資金から拠出された奨学金を授業料の一部として受け取っている以上、大学側が奨学金や返済方法や仕組みについてしっかりと指導を行っていくのはまた当然のことだと思います。

そこで、未返済者の削減への協力を更に更に、今回制度改正が随分

ありましたので、促していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。
○国務大臣(松野博一君) 日本学生支援機構の奨学金事業は、貸与した学生等からの返還金が次世代の学生等への奨学金の原資となっており、返還できる方からはしっかりと返還してもらうことが重要であります。

返還金の回収率の更なる向上を図るためには、現在機構が実施している回収の取組に加えて、各学校において学生等への貸与段階から返還意識を涵養することが重要です。また、延滞に陥らないようにするためには、学生に対して返還が困難になった場合の救済の仕組みについても適切に周知されることが重要です。

このため、各学校にこれらの取組を促すことを目的として、学校ごとの奨学金返還状況等の公表を行うことを検討をしております。このことにより、奨学金の返還を促進するとともに、返還困難に陥った者が救済措置を適切に受けることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○松沢成文君 今、私、大学別と先ほど言いましたが、これ大学以外 もありますから、学校別ですね。

そういう公表をするということでありますが、未返済者の年収が低い傾向がある中で、これを公表していくということはある意味で大学卒業者の所得水準を類推されることにもつながってしまう可能性があるんですね。こうした公表方針に対して、無用な大学の順位付けにつながりかねないという批判もあります。しかし、と同時に、多くの父兄や受験生がそういう情報を知りたがっているという事情もこれあるわけですね。ある意味で、そうしたことを公表することによって学校側が努力をしていくということで、大学側の頑張りというか、適正な競争も促していくという効果もあるのかもしれません。

そこで、奨学金の未返済率の学校別の情報を積極的に公表するということについて、こういう賛否両論があるわけですけれども、それについては、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 先ほど申し上げましたとおり、学校別にこれを公表する目的として、奨学金の返還の促進と、また返還困難に陥った者が救済措置を適切に受けることができると、文部科学省としては、このことを公表を行う検討に当たっては目標としているということでございます。

○松沢成文君 それでは、ちょっと話題を変えますけれども、今回の給付型奨学金制度の給付基準で、もちろん住民税の非課税世帯という

経済的な事情の条件ともう一つ、教科以外の学校活動等で大変優れた成果を上げた者というのがございます。例えば、これ、スポーツの全国大会ですね。今日、春の甲子園も準決勝が行われておりまして、ちょっと結果がどうなったか私分かりませんけれども、例えば、春の甲子園で頑張った甲子園球児、こういうスポーツをやる生徒たちは、この大変優れた成果を上げた者、課外活動でですね、もちろん決めていくのは各学校の選考委員会でありますが、大臣、こういう生徒たちも当然対象になると考えてよろしいんですか。

○国務大臣(松野博一君) 委員から説明をいただいたとおり、これはもうあくまで各学校が御判断をされるものでありますが、御指摘の甲子園球児などスポーツで優れた成果を収めた生徒は、ガイドラインで示す予定の学力、資質に関する要件のうち、教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習でおおむね満足できる成績を収めていることに該当するものと想定をしております。

具体的な基準については、今後示す予定のガイドラインを踏まえ、 各学校で定める取扱いとすることを考えており、甲子園球児を含め、 スポーツや芸術活動等において優れた成果を上げた者の評価について も、その中で判断されることとなります。

○松沢成文君 ちょっとここからは法案の審議とは外れますけれども、 今行われている春の甲子園大会、高校野球についてちょっと質問して いきたいと思うんですが。

今日、準決勝が行われているわけですけれども、今大会、春季大会で、二回戦の二試合が延長十五回でも決着が付かずに再試合になったんですね。この再試合に勝った二チームとも準決勝に残れずに敗れてしまいましたけれども、例えば、ここで福岡大大濠高校の三浦投手はこの二試合で何と三百二十六球を投げ抜いたんですね。こういう投手の活躍というか投球に対して、見上げた根性だ、すごいと称賛する声がある一方で、実は多くの批判もあるんです。

私もちょっと批判派なんですけれども、私は、今回の三百二十六球の投球というのは、ある意味で高校野球のルールの未整備による過酷な投球を課しているというふうに私は思うんですね。

大臣は、この二試合で三百二十六球の投球、これどうお考えですか。
○国務大臣(松野博一君) 三浦投手の投球数、松沢委員からお話しいただいたとおり、二回戦で百九十六球、延長十五回、三月二十八日の再試合で百三十、計三百二十六球を投げられて、準々決勝の三月二十九日には、これは監督の御判断で登板をさせなかったということで

ございます。

高校球児が生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを享受をしていくためには、スポーツ障害や事故を防ぐこともこれは必要であり、大会主催者が今後の大会運営を考えていくに当たってこうした観点を持つことも重要だと考えております。

○松沢成文君 成長期の高校生の健康管理あるいは体調というのを考えて、ほかの高校スポーツ、野球並みに人気のある球技でいいますと、サッカー、ラグビー、バスケットボールなどは、同点になった場合にタイブレークなどの早期に決着を付ける仕組みを採用しているんですよ。

例えば、サッカーなんかはもう同点で前後半で終わったらPK戦です。決勝だけは実力で勝敗を決したいという選手の気持ちも尊重して延長をやって、でも延長が終わったらすぐPKです。バスケットはこれクオーター制ですけれども、同点だったら五分間の延長で、多い方が勝ちなんですね。ラグビーは、同点の場合はまずトライ数が多い方が勝ちます。ペナルティーキックよりもトライの方が頑張ったということでしょうね。それでも、トライ数も同じだったら抽せんで決めるんですよ。

こうやって、やっぱり成長過程の高校生に、同点だったらまた翌日 再試合と、もう過度な負担を掛けないように、みんなタイプレーク制 を導入しているんですね。

実は、高校野球も二〇一三年、三、四年前ですね、いや大変なことがあったんです。これは浦和学院と済美の決勝戦で、その済美のピッチャーが何と四連投ですよ。全部、四試合というか、初戦から合わせると何球なのかな、大変な球数投げさせられて、それで、そのピッチャーは安楽選手というピッチャーですけれども、決勝戦はもう力が入らずに直球が投げられなかった、だから変化球で勝負したと、ここまで自分の苦しさを吐露したんですね。

で、このときにも、高校野球もタイブレーク制を入れるべきだとす ごい議論があったんです。ところが、高野連というのは本当に保守的 な組織で、結局このときにようやく導入を考えたのが、十五回までや って決着が付かなければ翌日再試合。これ、タイブレークじゃ全然な いじゃないですか。こうやって改革をやるべきときにやらないから、 また今年のようなことが起きちゃうわけですね。

私は、大濠高校の三浦投手、これは監督がそんな連投したら肘や肩 壊したら大変だということで止めたんですけれども、ルールがない以 上、やっぱりほかのピッチャーがいない学校だったら、おまえしかいない、投げろと、勝ちたいだろうと、みんな根性論になっていくわけですよ。

だから、私は、高校野球ももう速やかにタイブレーク制度、だって 今WBCだって入れているわけですから。今みんな、オリンピックだ ってタイブレークですよ、野球は。みんなそれ工夫しているんです。 それをやっていない高校野球というのは、私はもう高校生の体力や健 康管理考えたら、全くもってこれ不作為ですよ。私はこれで選手生命 潰すような高校生が出ちゃったら、選手が出ちゃったら、私は過失だ と思いますよ。

これは、やっぱり高校生の部活動、そういう課外活動を考えなきゃいけない。これ、学習指導要領にも書いてあるわけですから。やっぱりこれ文科省から高野連に対して速やかに改革をしてほしいと要請すべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(松野博一君) 高野連では、高校野球におけるタイブレーク制度の導入について、平成二十七年より春季地区大会では義務付けるとともに、春季都道府県大会、秋季地区大会及び秋季都道府県大会では選択による採用としておりますが、全国大会である春の選抜高等学校野球大会、夏の全国高等学校野球選手権大会及びその地方予選では採用しないこととしております。

また、高野連では、今回、引き分け再試合が二試合続いたことを受け、春の選抜高等学校野球大会や夏の全国高等学校野球選手権大会及びその地方予選においてもタイブレーク制度の導入について改めて検討を始めると聞いております。

文部科学省としては、こうした高野連における検討の推移をまずは 見守ってまいりたいと考えております。

○松沢成文君 検討の推移を見守るというよりも、もうここは大臣がしっかりリーダーシップ取って対応せよと言っていただきたいですね。タイブレーク制度だけじゃなくて、野球の場合は、もう石井理事がいるので、済みません、専門家の前でね。前は堀内元投手もいらっしゃったので、また意見も聞きたいと思うんですが。野球というのは、ピッチャー、特にピッチャーの利き腕ですね、左腕だったら左腕、右腕だったら右腕に過度な負担が掛かるスポーツなんですよ。これ、なかなか珍しいです、こういうスポーツは。過去には連投、連投で故障してしまって選手生命絶たれたという高校生、あるいはプロ野球の選手もたくさんいるわけです。

今議論になっているのは、これ投球数制限、あるいは投球回数、何回までという制限を導入すべきだという議論もどんどん進んでいるんです。WBCなんかも、これ大リーグとの関係があるので全てが正しいとは言えませんけれども、WBCで余り過度な投球をさせられて、本物の大リーグの方で活躍できなかったら大リーグのチームが困っちゃうわけですね、高い報酬出しているわけだから。だから、もう投球制限してくれという、そういう裏の事情もあるんですが、どんどん投球制限の議論が進んでいます。

私は、やっぱりまだ体が成長過程にある高校生こそ守ってやらなきゃいけないと思っているんですよ。こういうことを言うと、また高野連は今までそんなことをやったことはないと、何というか、伝統重視主義というか根性主義で、こういうルールを入れるのを嫌がるんですね。でも、全国の高校野球で同じルールで入れれば、そのルールの中でどうやって勝とうかといって、また選手の育成や監督の指導、そこで工夫を凝らすようになるわけですよね。

ですから、私は、むしろ高校野球だったら、例えば一試合百球までとか、あるいは回数だったら一試合五回とか六回までとか、そういうものを積極的に入れていかない限り、私は高校生の特に投手の身体というのは守れないというふうに思っているんですけれども、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 高校野球における投球数や投球回数の制限については、高野連からは、平成二十六年に高野連の委員会において検討したが、部員数が少なく投手も少ないチームに不利に働くことから導入しないこととしたと聞いております。

しかし、高校野球において投手の肩や肘の傷害の予防は重要な課題であることから、高野連においては、春の選抜高等学校野球大会、夏の全国高等学校野球選手権大会において、平成六年には投手の医師による検診受診の義務化、平成七年には理学療法士によるメディカルサポートの実施、平成十三年には準々決勝の翌日の休養日の設定を行うなど、傷害予防に関する取組を進めてきたところであると聞いております。

文部科学省としては、今後も高野連におけるこうした投手の肩や肘の傷害の予防に関する取組を進めていただきたいと考えております。
○松沢成文君 ちょっとここから二問ほどは事前通告していないので、もう大臣の感想でいいので聞かせてほしいんですけれども、連投規制というのも議論があるんですね。例えば、一日ピッチャーで投げたら

次の日は休ませる、そして一日置いてその次の日としないと、やっぱりもうフィットネス持たないということから始まっているんですが、ただ、これを言うとまた高野連は、大会日程がどんどん長くなっちゃって、そうすると、お金持ちの学校は宿泊費も十分出る、後援会もあると。でも、小さな公立はお金がないから、もうそれで財政がもたなくて対応できないんだとかいうような議論にもなっていっちゃうんですね。

私は、高野連が目指しているアマチュアリズムというのは分からなくもないんですけれども、高野連は、自分たちはあくまでもプロじゃない、アマチュアなんだと。だから、プロアマ規制なんということもやって、プロと接触するのも嫌がったわけですね、昔は。でも、今度はアマチュアリズムを尊重して、例えば甲子園に来る入場者の入場券は物すごく安いわけです。一番いい席だって二千円ぐらいだし、外野なんか無料で開放もしているんですね。自分たちは利益を求めるプロ野球とは違うんだということでそういうふうにやっているわけですよね。あるいは、テレビ放映権だって取りません。NHKが独占放送していますけれども。

私は、そういう考えに凝り固まらずに、例えばもう少し入場料を上げて、二千円から三千円に、あるいは外野ただじゃなくて、外野も五百円取るとか上げて、そうすればお金が入ってくるじゃないですか。そういうお金を参加校の滞在費、あるいは、特に準決以降はまた一週間ぐらい延びますから、そういうところに、一校幾らあるいは選手一人当たり幾らといって助成を出すようにすれば、学校間の格差によってつらいだとかいうことがなくなるわけですよ。

ですから、そういう改革について、大臣どう思いますかね。大臣がここでやろうと言っていただければ大分世論変わると思いますよ。

○国務大臣(松野博一君) まず、高校野球のピッチャーの肩や肘の傷害、これをしっかりと予防していかなければいけないということに関しては、私は松沢委員と同じ意見であります。そして、えてして、これも委員がおっしゃった根性論に走りがちだという傾向もあるんだろうというふうに思います。この問題をこれから議論をしていくに当たって重要なのは、しっかりと医学的な、運動生理学的なデータベースで議論を進めていくということが重要であるかと思います。

文部科学省では、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は生徒における様々な無理な弊害を生むことから、平成二十九年度に、スポーツ医・科学の観点を取り入れた生徒の発達段階や学校生活への影響を考

慮した、これは部活動が対象ですから、練習時間や休養日の設定に対する調査研究を実施をいたします。こういったスポーツ生理学の観点からの調査、これを高野連にしっかりとお伝えをして、検討の材料にしていただければと思います。

もう一つ、委員の方から御提案があった、例えば高校野球も入場料等を利用した各高校に対する援助策を考えたらいかがという御指摘に関しては、今、文部科学省の中で、いわゆる大学スポーツに対して日本版のNCAAをつくっていこうではないか、必要ではないかという議論をしております。

この趣旨は、松沢委員がお話をされたところの大学スポーツにおいて、様々な選手保護、良好な環境維持等にどういったことが大学スポーツの資源を使えるのかということでございますから、まずはその大学スポーツにおけるこの日本版NCAAの議論をしっかりとしながら、それが高校時においてどうなるかということを併せて考えていきたいと思います。

○松沢成文君 もう一点、私、問題提起があるんですけれども、この全国の高校野球、特に地区予選から上がってくる夏の大会ですね、これの代表制の格差が大き過ぎますよ。例えば鳥取県、二十五校で一校甲子園に行けます。私の神奈川県や愛知県、百九十校ですよ。予選でこれ勝ち抜かないと甲子園行けないんですね。

これは参議院の一票の格差よりでかいですよ。だって、七・六倍ですもん。だから、参議院だって、地域の声を代弁する必要があるといっても、やっぱり衆議院も参議院も二倍以内に収めるのが筋じゃないかとこれ裁判所は出しているわけですよ。だから、高校なんか地域の声を拾うわけじゃないですから、甲子園は。ですから、是非ともここはやっぱり改革必要だと思うんです。大きな都府県は例えば二校代表制にするとか、あるいは小さな県は、申し訳ないけれども、参議院の自民党も嫌っていますが、合区ですよ、鳥取と島根と山口は合わせて一校とか。

そうやっていかないと、都会の甲子園を目指す選手がなかなか甲子園に行けないから、どういうことが起きているかというと、地方の私学にわあんと移動していくわけです、地方の私学にね。それで、その県出身の選手じゃなくて、ほとんど全国から甲子園に行きたい人が集まって学校のチーム作って、青森県代表とか熊本県代表といって出てくるわけでしょう。ある学校は、昨年ですけれども、その県の代表が一人もいなかったんですよ。全部ほとんど大阪から熊本に行って、大

体分かっちゃいますけど、やったわけです。だから、大阪第三代表とか言われちゃっているわけですよ。だから、高野連はアマチュアリズム、アマチュアリズムと言っているけれども、こうやって裏ではセミプロみたいな、もうとにかく甲子園に出て学校を有名にして、そして生徒集めようというプロ化した、まあ不正とは言いませんけれども、実態があるわけですよ。

是非とも大臣、私は、高野連という組織はちょっと保守的過ぎるし、 やっぱりおかしいですよ。やっぱりここは、文科省の三役も開会式で 挨拶するんでしょう、そういう関係があるわけだし、そして学習指導 要領にも部活の健全な発展をうたっているわけだから、やっぱり文科 大臣として高野連に、こういうところはきちっと見直さないと高校野 球、今おかしいところに行っているんじゃないかと言うべきだと思う んですけれども……

- ○委員長(赤池誠章君) 時間が過ぎておりますので、御質疑をおま とめください。
- ○松沢成文君 是非とも大臣の御決意をお聞かせいただきたいと思います。
- ○委員長(赤池誠章君) では、大臣、時間が過ぎておりますので、 簡潔にお答えください。
- ○国務大臣(松野博一君) 我が千葉県も激戦区でございますが、今までの経過の中で、東京都を二つに分割したという経緯もあると承知をしております。ただ一方で、これは郷土主義といいますか、そういった伝統的な考え方もあるかと思います。

いずれにしても、様々な御意見が今ある中で、主催者である高野連において検討をいただきたいと考えております。

○松沢成文君 終わります。